

◎新潟県告示第796号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成29年6月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年6月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社小林建材 代表取締役 小松 正和
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県西蒲原郡弥彦村矢作4296-1
- 4 許可番号 新潟県知事（般-27）第15746号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間 平成29年7月1日から平成29年7月7日までの7日間

6 処分の原因となった事実

株式会社小林建材及び同社の元代表取締役は、平成27年7月4日頃、西蒲原郡弥彦村大字鮎穴字法千坊144番において、廃棄物であるレンガ、コンクリート殻、焼瓦等約14.88トンを生土中に埋め廃棄したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、平成29年3月10日に新潟地方裁判所から、同社は罰金200万円、同社の元代表取締役は懲役2年（執行猶予3年）及び罰金100万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。